

横浜市の私債権の管理に関する条例施行規則の全部改正について ～皆様の御意見を募集します～

1 全部改正の趣旨

本市における適正な債権管理の徹底を図るため、本市の債権全般（公債権・私債権）の管理について統一した基準や手法を規定し、名称も含めて全部改正します。

2 新名称

横浜市の債権の管理等に関する規則

【旧名称】横浜市の私債権の管理に関する条例施行規則

3 規則の改正により徹底される事項

(1) 債権管理の共通台帳の整備とその運用の取決め

公債権の債権管理台帳を新設し、債権管理のための共通台帳を整えます。

また、債権管理に必要な事項を調査し、確認の上、台帳に記載することを定めることで、債権主管課が債権発生時に行動すべき事項を取り決めます。なお、これらの運用の取決めに伴い、法令や契約に期限の定めのない債権の履行期限や、給付の完了の検査についても定めます。

(2) 効果的な相殺をするための役割分担

債権主管課が所掌に属する債権について、相殺できる市の債務があることを知ったときは、当該債務の主管課に相殺すべきことを請求し、当該請求を受けた債務主管課が相殺手続をする取扱いとします。

(3) 履行期限を延長する特約又は処分をする場合の基準

履行期限を延長する特約又は処分をする場合の基準として、延長期限を5年以内とし、市長が必要と認める書面の提出を必須条件、担保の提供や公正証書の作成を原則とすることを定めます。

なお、これらの運用の取決めに伴い、履行期限を延長する特約又は処分の申請方法や担保の種類についても定めます。

(4) 未収が発生した場合に備える契約の内容

債権が発生する契約をする場合においては、期限の利益の喪失条項や、市からの質問・調査等に対する債務者の応答義務等を定める取扱いとします。